

「通告・初期対応システムの構築について」の意見

沼津市こども家庭課 笹井康治

現況認識

児童虐待通告については、法 25 条の要保護児童通告として扱われ、その通告先が児相及び市町村（16 年改正前までは福祉事務所）の 2 箇所となっており、これは国民の義務履行への便宜とされている。虐待防止法施行前においても要保護通告受理後には、「困難で高度な専門的技術を要するものは児相が、そうでない一般的軽易なものは市町村として、内部的にケースをやりとりすることとしている」とされてきた。

現状の通告・初期対応システムの課題は、通告先の一本化のみでは解決できず、児童相談所と市町村の役割機能を明確にしたうえで、いわゆるケースの振り分けをして対応をする必要があると考える。

また、ケースが複雑且つ多様化していることや虐待ケースの 9 割が在宅ケースであることを考えたとき、児相か市町村かのどちらかというような硬直した考えでは適切な援助は困難と思われる。

トリアージ手法で、通告段階が整理できたとしても、それ以降も状況に応じて、対応の担い手の変更などを適切に行うことができるようにしないと、課題の解決につながらない。

ほぼ全ての市町村に設置された要対協の場で、児童相談所が市町村の後方支援を具体的に行っていくことが必要と考える。その際、アセスメントを協働して行うことが重要であり、共通言語としての「児相・市町村全国共通の虐待アセスメントシート」の開発が必要と考える。

意見

1. 「一般通告」は 189 で、「要対協構成機関等からの通告」は原則市町村を、窓口とする。

近隣などからの一般からの電話通告窓口については、「189」に一本化し、学校・保育所など要対協構成機関等の子どもが所属する機関からの通告は、「原則として市町村が窓口」とする。

理由

- ①一般国民にとって虐待の通告先が 2 つあることは、通告をしやすくする一方で混乱を招いている。
- ②電話番号が全国統一で 3 桁化は通告促進に効果的である一方で受ける側の統一性も必要
- ③現状の児相と市町村の相談を経路別でみたときに、電話という手段、且つ電話してくる側の状況が分からず、緊急度の判断も難しいと思われるのが、主に家族・親族・近隣知人・本人の分類と考え、いわゆる泣き声通告もこの中に含まれる。（件数としては児相で約 3 割・市町村で約 2 割程度と見込まれる）
- ④それ以外の、相談通告については、基本的に子どもと関わる機関であり、多くが要対協構成機関となっていることが見込まれ、児童や世帯の一定程度の情報を持つと共に、その後の支援にも関係する場合が多い。また、前もって通告手順の周知なども可能である。従って、通告窓口を原則的に市町村とし、状況によっては 189 への通告を考慮するということがよいと考える。

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数			
児童相談所	7,147	1,517	13,739	773	6,559	293	221	2,653	1,598	16,003	6,244	9,954	66,701			
	11	2	21	1	10	1	0	4	2	24	9	15	100			
	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童相談所	保健センター	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	保育所	警察等	学校等	その他	総数
市町村	7,214	8,566	308	6,148	13,760	6,576	1,641	937	1,657	605	5,819	2,083	12,142	5,744	73,200	
	9.9	11.7	0.4	8.4	18.8	9	2.2	1.3	2.3	0.8	7.9	2.8	16.6	7.8	99.9	

2. 「189」は児相が担うとしても別部署で独立したものに

「189」で受理し、警察・児相・市町村へ振り分けるという機能を持たせるのであれば、当面は児相が担うしかないとする。但し、児相の相談部署とは切り離し、独立させる必要があると考える。また、「18

9」89部署の判断に警察・児相・市町村は従うというルールを担保するには、189は受理と振り分けのみの機能とすることが必要。

3. 「189」で「市町村による訪問調査」という判断がされた場合にも管轄児相が把握し、市町村にアセスメントと支援についての助言を行うことが重要

①「当該地区管轄児相経由の依頼」か、市町村に直接依頼するとしても「管轄児相への並行通知」等を行い、地区管轄児相が把握し、その後の市町村調査結果に基づくアセスメントを協働で行い、市町村支援の継続あるいは児童相談所ケースへの変更などの技術的助言が必要。

②189は通告内容のみでいわゆるトリアージを行うが、情報が少なく詳細なアセスメントは難しいと考える。トリアージで警察児相・市町村に振り分けられたとしても、それは当座の調査対応などについてであり、その後、適切にアセスメントを行わないと、課題である「適切な主担当機関による支援」は実現せず、最初に関わった部署が継続的に関わらざるを得ないことの解消ができない。

→昨年度から検討されてきている児相・市町村の全国共通アセスメントの開発が必要

3. 市町村の虐待対応窓口を「要対協調整機関」に統一する。

現行、市町村は要保護児童通告として虐待通告を受付けており、それらを含め要対協で扱っているが必ずしも調整機関が児童虐待通告の受理と対応の全てを行っている訳ではなく、指針でも不明確であるので、それを明確し統一する。

①調整機関の役割として189部署や児相からの連絡対応窓口として明確にする。(市町村通告についても)

②189経由の通告の調査及びアセスメントについては、調整機関が児相等との対応窓口となる

③児童家庭支援者の資格化が具体化した場合に、市町村レベルでは、先ずは要対協調整機関職員の有資格者配置に努めるべきで、そういう意味でも調整機関に専門的な役割を集中させることが効果的。

4. 児童相談所の市町村支援は「要対協」を最大限活用して行うこととし、児相はケース処遇を行う構成機関の一つとして参画すると共に、要対協のスーパーバイザーとしての役割を果たすことが必要。

①市町村と児相の役割分担については、原則の部分に加え、市町村規模や体制を考慮する必要があり、そのことを踏まえたスーパーバイズが必要となる。そもそも要対協にスーパーバイザーが置いていない市町村が多い中で、当面この役割を児相が担うことが合理的且つ効果的

②スーパーバイザーとして参画する人は、ケースを持つ児童福祉司ではなく、客観的な立場と専門的な見識を持つ人材を(当該地区所管児相職員でなくても)

5. 189から警察・児相・市町村、場合によっては、また次に移るということになるので、共通言語としての共通のアセスメントシートが必要。

①189が受理段階でトリアージを行う際のアセスメントシートを基本に、それを受けて初動する機関が加除や修正をしていくアセスメントシートが必要。

②アセスメントシートは、共通様式とし、誰が記入しても誰が見ても同じように評価できるものが必要

③特に、専門職が少なく異動が頻繁な市町村にとっては重要なツールである。

④全国共通のものにすれば、転居に伴うケース移管などの際にも、スムーズな対応支援につながる。